



厚生労働省

千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
平成28年8月5日

【照会先】
千葉労働局労働基準部賃金室
室長 高澤 薫
室長補佐 藤澤 幸子
(直通電話) 043-221-2328

報道関係者 各位

平成28年度千葉県最低賃金の改正答申について

－25円アップの時間額842円を答申－

本日（平成28年8月5日）、千葉地方最低賃金審議会（会長 中原 秀登）は、千葉労働局長（福澤 義行）に対して、千葉県最低賃金を、現行の時間額817円から25円引き上げて「時間額842円」とする旨の答申を行った。

同審議会では、平成28年7月4日に千葉労働局長から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、千葉県最低賃金専門部会を設置し、慎重な調査審議の結果、答申を取りまとめたものである。

今後、この答申の内容について異議申出の公示など諸手続きを経た上、千葉労働局長が千葉県最低賃金を決定することとなる。

なお、新しい千葉県最低賃金額の発効は平成28年10月1日を予定している。

参考

- 中央最低賃金審議会の示す目安額
25円
(千葉県における生活保護水準との逆転はなかった。)

※ 千葉県における最低賃金（時間額）の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
最低時間額	756円	777円	798円	817円	842円
引上げ額	8円	21円	21円	19円	25円
時間額の対前 年度上昇率	1.07%	2.78%	2.70%	2.38%	3.06%